

⑤

宮労発基 0826 第 2 号
令和 7 年 8 月 26 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

最低賃金の改正について（諮問）

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正について、貴会の調査審議をお願いする。

記

宮城県鉄鋼業最低賃金
(平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 4 号)

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
(平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 2 号)

宮城県自動車小売業最低賃金
(平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 3 号)